



力いっぱいスローガンを叫ぶ兵教組・県職労の参加者たち。

9月27日、兵教組と県職労は「私たちがとりまく環境は厳しさを増すばかりだが、両組合の組合員の団結を強め、2012対県確定闘争勝利に向け、闘ってまいりたい。共に頑張りましょう」とあいさつをし、(要旨掲載) 県職労の金本書記長による経過報告、兵教組の川原書記長による要請行動報告の後、各組合代表6人から決意表明があった。また、スローガン・決議文採択がおこなわれ、県職労の志水圭助中央執行委員長によるあいさつと団結がんばろうで閉会した。



三田市議会選挙 三田市議会選挙は、定数が24から22に削減され、現職の計31人が立候補する厳しいものとなった。9月30日の投票日は台風が通過、投票率は前回よりポイント下がり43.33%にとどまった。ひわださんは1,431票を獲得し、22人中

ひわだ充さん 11位で三選を果たした。ひわだ充さんの声 とても厳しい戦いでした。支援労組、有馬富士地区、そして後援会や仲間みなさんに支えられて、3期目の仕事をさせていたことができています。 今後は、高齢化対策、公共交通の充実、災害時に

ける情報伝達の充実に力を注ぎ、あわせて、子どもたちの健全育成にもとりくんでいきます。 今回、地域やご家庭の声や課題をきかせていただきながら選挙戦をすすめてきました。これらの要望・意見に込められるよう、4年間精一杯頑張る決意を申し上げて、お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

第1波統一決起集会を開催

2012対県確定闘争勝利に向け 粘り強くとりくみをすすめよう！

大阪市教組の教育研究集会が会場使用不許可

一点目は、大阪市教職員組合の教育研究集会の会場使用が、大阪市労使関係に関する条例を理由に不許可とされたことだ。大阪市の労使関係条例で、労働組合等の組合活動に関する便宜の供与はおこなわないと定めており、教育研究集会に学校の施設を会場として使用させることは、この便宜の供与にあたるという考えだ。この条例案が市議会で審議される中で、当局は教育研究集会、分会会議、支部会議についても使用許可はおこなわないと答弁してきた経緯がある。このたびは、この答弁が具体化されたことになる。

二点目は、労働基本権問題に關してだ。国家公務員制度改革関連4法案は、8月31日に衆議院内閣委員会での提案・趣旨説明、9月5日に与党単独での質疑がおこなわれたのみで、継続審議となつてしまった。与党単独で質疑がおこなわれたという事は、この法案そのものに反対する自民党



泉委員長あいさつ要旨

こうして大阪市の労使関係に関する条例は、労働組合の存在目的や社会的有用性を否定するものであり、憲法が保障する労働組合の団結権と法の下の平等に違反する条例であると指摘せざるを得ない。

国家公務員制度改革関連4法案の動向

その一方で、総務省が私たちが地方公務員に関わる自律的労使関係制度に関する会議を総務省が設置し、9月12日に第一回の会議が開催されたと聞いている。現政権がいつまで続くのか不透明な状況下にあるが、私たちは第181臨時国会に向け、労働基本権の回復と民主的な公務員制度改革を実現するため公務労協に結集し、連合との連携強化のもと総力をあげて、粘り強くとりくみをすすめていく必要がある。

公務員組合を巡る情勢の一端に触れたい。

労働組合法第7条では、労働組合に対する最小限の広さの事務所の供与は許されるものとされている。また、地方自治法第238条には、行政財産はその用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる規定されている。学校において学

校教育の妨げとならないことを前提にPTAや校長会、教頭会などの会合とともに、勤務時間外における組合の会合についても全国的に学校内でおこなわれているのが実態だ。さらには、教育研究集会は、教育実践の具体的な内容を報告し、討議するものであって、教職員の資質向上に貢献している。そのため、教育公務員特例法によって要請されている自主的研修の一環として、最高裁判所においてもその有用性が認められていた。このような司法判断をも無視した大阪市の使用不許可処分は全く異常であり、教職員の研修を妨げた結果、不利益を被るのは子どもたちだ。

その姿勢を改めて明らかにしたものであると言える。 一方で、総務省が私たちが地方公務員に関わる自律的労使関係制度に関する会議を総務省が設置し、9月12日に第一回の会議が開催されたと聞いている。現政権がいつまで続くのか不透明な状況下にあるが、私たちは第181臨時国会に向け、労働基本権の回復と民主的な公務員制度改革を実現するため公務労協に結集し、連合との連携強化のもと総力をあげて、粘り強くとりくみをすすめていく必要がある。

の姿勢を改めて明らかにしたものであると言える。 一方で、総務省が私たちが地方公務員に関わる自律的労使関係制度に関する会議を総務省が設置し、9月12日に第一回の会議が開催されたと聞いている。現政権がいつまで続くのか不透明な状況下にあるが、私たちは第181臨時国会に向け、労働基本権の回復と民主的な公務員制度改革を実現するため公務労協に結集し、連合との連携強化のもと総力をあげて、粘り強くとりくみをすすめていく必要がある。

教育ひょうご

発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8
兵庫県教職員組合
発行人 兵庫県教職員組合 代表者 泉 雄一郎
編集人 池田啓子
電話 050(3538)2346
1部7円 年定価280円
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

2012/10・15 No. 1823

2面
・兵教組専門部三役・障害児教育部
・外から見える兵教組
・夏休みファミリーバズル当選者発表



「かもとりごんべえ」 姫路市香呂小学校四年 渡部 雄大

教職員共済生活協の

月払型

新・終身共済

終身生命共済

は、若いうちに入るほどおトクです！

加入時の掛金が、払込終了まで続くので、若いうちに加入するほど月々の負担が軽くてすみます。掛金の払込は60歳までで、保障は一生継続します！

たとえば

基本契約: 300万円(死亡・高度障害となった場合お支払いします) 一生保障

ご契約

掛金払込終了(60歳)

女性30歳の場合

月掛金 5,190円

男性30歳の場合

月掛金 5,400円

60歳までの払込掛金総額 1,868,400円

60歳までの払込掛金総額 1,944,000円

入ったときの掛金のまま変わりません

掛金払込終了後に解約された場合、解約返戻金が払込掛金を上回ります

■掛金は性別・年齢により異なります。

■55歳まで契約申し込いただけます。

■ご契約時に医師の審査は必要ありません。

■基本契約は100万円～2,000万円、定期生命特約は100万円～1,000万円の範囲でご契約いただけます(100万円単位) ただし基本契約+定期生命特約合わせて2,000万円までとなります。

※掛金払込中に解約された場合は解約返戻金が払込掛金を下回ります。

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。 承11-企-45(1110)

資料のご請求等は 教職員共済生活協同組合兵庫県事業所 〒650-0004 住所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8 4F 電話 (078) 221-9730 FAX (078) 221-1199 <http://www.kyousyokuin.or.jp/>

TEL 078-331-9974